

発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業 公募要領

1. 事業名

発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

2. 事業の趣旨

文部科学省において、平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」により、公立の小・中学校の通常の学級においては、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が6.5%（推定値）程度の割合で在籍していることが明らかになっている。

同時に、これらの児童生徒以外にも、何らかの困難を示していると教員が捉えている児童生徒がいることが示唆されており、教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）において、「すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。」と指摘されている。また、「インクルーシブ教育システム構築のためには、特に小・中学校における教育内容・方法を改善していく必要がある。（中略）教育方法の改善としては、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、さらには、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある児童生徒にも、効果的な指導の在り方を検討していく必要がある。」と指摘されている。これらの指摘を踏まえ、校長自らが特別支援教育に関する認識を深め、校長のリーダーシップの下、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営に取り組む必要があり、通常の学級において授業を担当する教員においても、教科ごとに学習上つまづくポイントを意識した指導に取り組むことが必要である。

また、特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響は大きく、特に発達障害に関する通級による指導の効果は多くの教員に認識されている。さらに、学校教育法施行規則等の一部改正（平成28年12月公布）により、平成30年4月から高等学校においても通級による指導が制度化されることとなっている。そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組が求められている。

一方、発達障害のある児童生徒が十分な教育が受けられるためには、学校における合理的配慮の提供が個別の実態把握に基づき、適切に行われる必要があり、学校・設置者、保護者・本人の参考とされる合理的配慮の好事例や相談事例について、十分な蓄積が必要である。

これらを踏まえ、本事業は、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方及び発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法の研究、通級による指導担当教員等の専門性向上に関する研究を行うとともに、児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の提供に関する研究のための事業を行う。

3. 事業の内容

下記の項目の中から希望するものを選択し実施するものとする。なお、それぞれの項目における詳細については別紙1～4を参照すること。

(1) 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業

- (2) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業
- (3) 発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業
- (4) 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業

4. 公募対象

以下の団体を公募対象とする。

- (1) 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業
 - ・ 都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
 - ・ 市町村教育委員会
 - ・ 附属学校を設置する国立大学法人
 - ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人
- (2) 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業
 - ・ 都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
 - ・ 市町村教育委員会
 - ・ 附属学校を設置する国立大学法人
 - ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人
 - ・ 教職課程を有する大学の設置者
- (3) 発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業
 - ・ 都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
 - ・ 市町村教育委員会
- (4) 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業
 - ・ 都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
 - ・ 市町村教育委員会
 - ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人
 - ・ 国公立大学・短期大学

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 企画提案書(事業実施計画書)の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は事業実施計画書(別紙様式1~4)によって代えるものとする。
様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

(2) 提出方法

企画提案書は、以下の方法で提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。

- ・別紙様式「事業実施計画書」をWordファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「組織名・〇〇事業実施計画書」とすること。“〇〇事業”には、下記のうちいずれかを記載すること。
 - “特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業”
 - “発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業”
 - “発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業”
 - “発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業”(記載例：北海道教育委員会・特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・企画提案書を受信した旨のメールを平成30年2月14日(水)までに、文部科学省から送信する。このメールが届かない場合は平成30年2月15日(木)までに、電話にて文部科学省へ連絡をすること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出先

電子メール:hattatsu@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援総括係
TEL:03-5253-4111(内線3199)

(4) 提出締切

平成30年2月13日(火) 23時必着

(5) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを郵送により提出すること。

7. 事業期間、事業規模(予算案)及び採択件数

委託期間：契約締結日～平成31年3月29日

ただし、下記の事業期間の範囲内で、本事業における実績及び翌年度の事業実施計画書を基に審査を行い、委託を継続することが妥当と判断した場合、契約を更新することができる。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

また、予算状況等によっては、各年度の事業規模の標準額に変動が生じる可能性がある。

- ・特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業
 - 事業期間：委託事業期間中最大2年間
 - 事業規模：1件当たり標準額 各年度 250万円程度
 - 採択件数：20件程度を予定
- ・発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業
 - 事業期間：委託事業期間中最大2年間
 - 事業規模：1件当たり標準額 各年度 550万円程度
 - 採択件数：23件程度を予定

- ・発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業
事業期間：委託事業期間中最大2年間
事業規模：1件当たり標準額 各年度 350万円程度
採択件数：17件程度を予定
- ・発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業
事業期間：委託事業期間中最大3年間
事業規模：1件当たり標準額 各年度 300万円程度
採択件数：10件程度を予定

8. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

9. スケジュール（予定）

公募締切：平成30年2月13日（火）

審査：平成30年3月

採択通知：平成30年3月下旬

契約締結：平成30年4月以降、平成30年度予算が成立した場合に、順次締結

契約期間：原則、契約締結日から平成31年3月29日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、事業実施計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備をしておくこと。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも十分周知しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程など）
- ・銀行振込依頼書（採択の連絡と併せて、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

1 1. その他

その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。

事業実施に当たっては、契約書を遵守すること。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

※ 平成30年度予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始できないことに留意ください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知を行うこと。

特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業

1. 趣 旨

専門性ある支援体制を一層確保するため、校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育について理解を深めるのみならず、自らリーダーシップを発揮して体制を整えるとともに、それが機能するよう教職員を指導する必要があるが、現状、多くの小・中・高等学校等において、特別支援学級の担任経験や、通級による指導の経験を有している校長が少ない状況にある。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、学校においても合理的配慮の提供が求められることや、「発達障害者支援法」の改正により、個別の教育支援計画及び個別の指導に関する計画の作成推進、いじめの防止等のための対策推進等支援体制の整備を行うことが規定されたことを受け、様々な課題に対し効果的な校内支援体制の整備を推進しなければならない状況にある。

こうした状況において、校長自らが特別支援教育や障害に関する理解を深め、校長のリーダーシップの下、教員が特別支援教育に関する認識を持ち学級経営を行うよう指導することや、その認識を踏まえ学校経営に参画するなど、組織としての体制整備が必要となる。

これらを踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育の体制充実に向けて組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

※「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営」について

特別支援教育の基本的な考え方である、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことを、障害のある幼児児童生徒のみならず、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある幼児児童生徒にも適用して教育を行っていくことを、学校経営計画に明記し、学校全体で意識し取り組んでいくこと。

また、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを校長自らが深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくこと。

2. 事業の内容及び実施方法

委託を受けた団体等は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の中から研究事業を行う学校（以下「指定校」という。）を指定する。必ず幼稚園又は高等学校を1校以上、指定校とすること。なお、単一の学校とすることも、複数の

学校を指定することも可能である。

(1) 事業の内容

指定を受けた学校においては、特別支援教育の体制整備の充実に向け、特別支援教育の視点を踏まえた次の研究を実施する。

- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒を包括する学校経営に関する研究（次の①～④の全ての内容を含んで実施すること。）
 - ① 専門家を活用した学校経営計画等の策定
 - ② 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方
 - ③ 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方
 - ④ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

<参考：調査研究の具体例>

【校内支援体制の充実にに関する取組】

- 特別支援教育に関する校内委員会の運営（委員会構成員、開催頻度、会議内容等の学校経営上の在り方検討）
- 実態把握（具体的な方策や実態把握のタイミング等の検討）
- 学校組織における特別支援教育コーディネーターの機能強化（適切な人材の配置、職務内容の検討）
- 「個別の指導計画」の作成・活用
- 学校経営計画に基づく通常の学級における学級経営計画の策定

【他機関との連携強化に関する取組】

- 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の作成と活用
- 外部専門機関等との連携の推進（巡回相談員や専門家チームとの連携、教育、医療、福祉、その他の関係機関との連携）

【専門性向上・理解啓発のための取組】

- 教員の専門性の向上（障害に関する校内研修の実施、校外での研修へ参加）
- 学級担任等の専門性向上に必要な学校経営上の手法の研究（集団を生かした個別の幼児児童生徒への指導方法等）
- 幼児児童生徒、保護者等への理解啓発（全校集会、学校だより等における周知、学校経営計画のホームページへの掲載）

【特定の課題に対応する取組】

- 生徒指導（問題行動、いじめ、不登校等）
- 進路指導（高校進学、就労支援）

(2) 実施方法

① 「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会」の設置
委託を受けた団体等は、本事業を実施するに当たって、具体的な計画の策定や運営、連絡調整等を行うため、指定校学校関係者及び下記の「学校経営スーパーバイザー」等から構成される「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置する。

② 学校経営スーパーバイザーの配置

委託を受けた団体等は、指定校において、特別支援教育に関わる学校経営計画や学校経営指針の策定、特別支援教育コーディネーターの指導充実に向けた取組、関係機関との連携強化等について専門的な観点から指導・助言を行う学校経営スーパーバイザーを配置するものとする。

複数人の学校経営スーパーバイザーを一つの指定校に配置することも、一人の学校経営スーパーバイザーが複数の指定校を担当することも、いずれも可能である。

学校経営スーパーバイザーは、委託を受けた団体等が選任することとなるが、学校経営や特別支援教育に関する知見や専門性を有する大学教授等、学校や児童発達支援センター等の管理職経験者などが想定される。

③ 関係機関等との連携

委託を受けた団体等は、必要に応じて、特別支援学校等の教育機関や近隣の幼稚園・保育所等の就学前施設、児童発達支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と連携を図る。特に、委託を受けた教育委員会以外の団体においては、本事業の実施に当たっては、運営協議会構成員に近隣の教育委員会事務局職員を入れるなどして、連携を図ることが望ましい。

また、委託を受けた団体等は、障害のある子供を支援する保護者等の団体や指定校のPTA等の関係者を運営協議会構成員に加えるなどして、連携を図るよう努めること。

3. その他

(1) 本事業の実施に当たっては、下記の法令、通知等の内容にも十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。

- ・「発達障害者支援法」（平成16年12月10日法律167号）
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知）
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年12月8日中央教育審議会答申）
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成18年3月31日付け17文科初第

1177 号文部科学省初等中等教育局長通知)

- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成 18 年 6 月 21 日法律第 80 号)
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成 18 年 7 月 18 日付け 18 文科初第 446 号文部科学事務次官通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 文科初第 1290 号文部科学事務次官通知)
- ・「特別支援教育の推進について」(平成 19 年 4 月 1 日付け 19 文科初第 125 号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成 19 年 6 月 27 日法律第 96 号)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律について」(平成 19 年 7 月 31 日付け 19 文科初第 536 号文部科学事務次官通知)
- ・「改正障害者基本法」(平成 23 年 8 月 5 日公布・施行)
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成 24 年 7 月 23 日)
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年 6 月 28 日公布・一部を除き平成 28 年 4 月 1 日施行)
- ・「学校教育法施行令の一部改正について」(平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号文部科学事務次官通知)
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」(平成 28 年 8 月 1 日付け 28 文科初第 609 号厚生労働省・文部科学省連名通知)

(2) 本事業の実施に当たっては、次の資料も参照すること。

- ・「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン(試案)」(平成 20 年 3 月 文部科学省・厚生労働省作成)
- ・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」 調査結果(平成 24 年 12 月 5 日)
- ・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査 調査報告書(平成 26 年 3 月 独立行政法人国立特別支援教育研究所)
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～(平成 29 年 3 月)

- (3) 本事業により、研修や研究会などを開催する際には、文部科学省が行う本事業の一環として行われている旨、関係者に周知することを原則とする。
- (4) 委託を受けた団体等は、指定校において実施する調査研究に主体的に関わるとともに、指定校に対して必要な指導・助言を行うこと。
- (5) 委託を受けた団体等及び指定校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間満了後2年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。
- (6) 本事業における成果を普及させ、特別支援教育の推進するため、各委託を受けた団体等においては、ホームページ等で取組の成果等を計画的に情報発信すること。その際には「平成30年度文部科学省委託事業による研究開発成果」であることを記載すること。また研究開発成果の公開により、他の自治体等から情報提供等の求めがあった場合には、積極的に応じるようにすること。

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業

1. 趣 旨

公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が6.5%程度の割合で在籍していることが文部科学省の調査において明らかになったところである。(同調査では、学習面(「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の少なくとも一つの領域)で著しい困難を示す児童生徒が4.5%程度の割合で在籍していることも明らかになった。)また、発達障害の可能性のある児童生徒の多くは、通常の学級に在籍していることから、通常の学級における教科指導において、発達障害の可能性のある児童生徒が学習上つまづくことなく、学習を理解できるよう、つまづくポイントを意識した授業づくりなど学習面における支援が求められている。

このため、教員が通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒の学習上つまづくポイントを意識した授業づくりを行う上で有用な指導方法等を検証・開発するために、教科ごとに学習上つまづくポイントを明らかにし、効果的な教科指導の方向性の在り方について調査研究を行う。また、今後、教員養成段階から発達障害の可能性のある児童生徒が在籍していることを意識した教授内容の知識習得に必要な、学習上つまづくポイントに対する教授方法の開発を行う。

2. 事業の内容及び実施方法

(1) 事業の内容

委託を受けた団体等は、以下①～②の研究を選択して実施する。(複数選択することも可能)

※ ①は、教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人及び小学校・中学校・高等学校等を設置する学校法人(以下「教育委員会等」という。)のみ実施可能である。

※ 教育委員会等が②を実施する場合は、必ず教職課程を有する大学と連携すること。

① 教科の学習上のつまずきなど特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法及び指導の方向性の在り方の研究

- ・ 委託を受けた団体等においては、必ず複数の教科について研究を実施すること。特に、理科について研究を実施することことが望ましい。
- ・ 委託を受けた団体等は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の中から研究事業を行う学校(以下「指定校」という。)を指定する。なお、単一の学校とすることも、複数の学校種・学校を指定することも可能である。(委託を受けた団体等として複数教科の研究を行えば、一つの指定校において一つの教科のみ

実施することは可能である。)

- ・ 指定を受けた学校においては、以下を参考に研究を実施すること。なお、学習上のつまづくポイントの整理に際しては、選択した教科の一学期以上の取組を研究すること。

<参考：調査研究の具体例>

【実態把握】

- ・ 発達障害の可能性のある児童生徒の障害の状態や特性の把握方法の整理（平成29年1月に文部科学省が実施した「特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に気づくための支援に関する調査」の結果を参考にしてもよい。）
- ・ 発達障害の可能性のある児童生徒が、教科の学習上どこにつまづきを感じるのか把握（授業観察、振り返りのためのテスト実施等）

【効果的な指導方法の検証】

- ・ 教科の学習上のつまづくポイントに対する効果的な指導方法について検討
- ・ 通常の学級における授業において、具体的な指導方法の効果検証

【教科の学習上つまづくポイントの体系化】

- ・ 教科の学習上のつまづくポイントを教科別、学年別、学習内容、指導法等の観点から整理

② 教員養成課程等における教科の学習上のつまづくポイントに対する指導に関する教授法の開発

委託を受けた団体等においては、①の調査研究の内容を踏まえた上で、大学・大学院における教科指導法の教授方法についての研究を実施する。または、現職教員の教科指導法研修の方法についての研究を実施する。

<参考：調査研究の具体例>

- ・ 模擬授業形式の授業を取り入れるなど効果的な指導に関する教授方法の開発
- ・ 教科の学習上のつまづくポイントに対する指導に関する教授法に係る教材・教具の開発
- ・ 教科の学習上のつまづくポイントに対する指導に関する学校種・教科ごとの教員養成プログラムの開発

(2) 実施方法

① 教科の学習上のつまづきなど特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法及び指導の方向性の在り方の研究

①-1 「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業運営協議会」の設置

委託を受けた団体等は、本事業を実施するに当たって、具体的な計画の策定や運営、連絡調整等を行うため、指定校学校関係者及び下記の「教科教育スーパーバイザー」等から構成される「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業運営協議会」を設置する。

①-2 教科教育スーパーバイザーの配置

委託を受けた団体等は、指定校において、各教科指導におけるつまづくポイントの整理や指導方法及び指導の方向性の研究について専門的な観点から指導・助言を行う教科教育スーパーバイザーを各教科ごとに配置するものとする。

複数人の教科教育スーパーバイザーを一つの指定校に配置することも、一人の教科教育スーパーバイザーが複数の指定校を担当することも、いずれも可能である。

教科教育スーパーバイザーは、委託を受けた団体等が選任することとなるが、教科教育や特別支援教育に関する知見を有する大学教授等や指導主事経験者などが想定される。

② 教員養成課程等における教科の学習上のつまづくポイントに対する指導に関する教授法の開発

②-1 「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業運営協議会」の設置

委託を受けた団体等は、本事業を実施するに当たって、具体的な計画の策定や運営、連絡調整等を行うため、大学関係者や近隣の教育委員会関係者、外部有識者等から構成される「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置する。

②-2 連携体制について

教育委員会等が委託を受け、本事業を実施する場合は、必ず教職課程を有する大学と連携すること。

また、教職課程を有する大学の設置者が委託を受け、本事業を実施する場合は、運営協議会構成員に近隣の教育委員会事務局職員を入れるなど、十分な連携を図ることが望ましい。

なお、本事業を実施するに当たって、大学においては教科教育担当教員が、教育委員会においては教科担当の指導主事が、それぞれ積極的に関わる体制を構築することとし、特別支援教育分野の限られた大学教員や指導主事のみが取り組むものにならないよう留意すること。

3. その他

(1) 本事業の実施に当たっては、下記の法令、通知等の内容にも十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。

- ・「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)
- ・「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日付け19文科初第125号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成19年6月27日法律第96号)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律について」(平成19年7月31日付け19文科初第536号文部科学事務次官通知)
- ・「改正障害者基本法」(平成23年8月5日公布・施行)
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日)
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年6月28日公布・一部を除き平成28年4月1日施行)
- ・「学校教育法施行令の一部改正について」(平成25年9月1日付け25文科初第655号文部科学事務次官通知)
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」(平成28年8月1日付け28文科初第609号厚生労働省・文部科学省連名通知)

(2) 本事業の実施に当たっては、次の資料も参照すること。

- ・「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン(試案)」(平成20年3月 文部科学省・厚生労働省作成)

- ・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」 調査結果（平成24年12月5日）
 - ・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査 調査報告書（平成26年3月 独立行政法人国立特別支援教育研究所）
 - ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～（平成29年3月）
- (3) 本事業により、研修や研究会などを開催する際には、文部科学省が行う本事業の一環として行われている旨、関係者に周知することを原則とする。
- (4) 委託を受けた団体等は、指定校において実施する調査研究に主体的に関わるとともに、指定校に対して必要な指導・助言を行うこと。
- (5) 委託を受けた団体等及び指定校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間満了後2年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。
- (6) 本事業における成果を普及させ、特別支援教育を推進するため、各委託を受けた団体等においては、ホームページ等で取組の成果等を計画的に情報発信すること。その際には「平成30年度文部科学省委託事業による研究開発成果」であることを記載すること。また研究開発成果の公開により、他の自治体等から情報提供等の求めがあった場合には、積極的に応じるようにすること。

発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

1. 趣 旨

教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療・福祉関係機関等と連携しつつ調査研究を行う。

2. 事業の内容及び実施方法

委託を受けた教育委員会は、通級による指導を実施する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の中から実践研究を行う拠点校を指定する。必ず高等学校を1校以上、指定校とすること。

拠点校においては、次の①～④の事業に取り組む。教育委員会は、事業全体を俯瞰し、拠点校における取組が組織的、計画的、効率的なものとなるための工夫を図る。

(1) 事業の内容

① 通級による指導開始時における目標の設定及び適切な評価の在り方の研究

【取組例】

- ・校内委員会における通級による指導開始時の児童生徒の適切なアセスメント及び支援終了を見据え、適切な評価時期も意識した目標の設定
- ・設定した支援目標の評価及び評価を踏まえた支援目標・内容の見直し
- ・支援終了後の支援内容や支援時期等の総合的な事後評価

② 通級による指導の担当教員が通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究

【取組例】

- ・通常の学級の担任の学級経営や教育実践等の日常で抱えている課題等の把握
- ・通常の学級の担任に対して、集団における指導において見落とされがちな児童生徒の困難の状態や特性を、わかりやすく伝えるための工夫
- ・学級担任及び教科担任等と連携した個別の指導計画等の作成と活用

③ 発達障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法の研究

【取組例】

- ・特別支援学校の自立活動の内容（6区分26項目）に相当する指導の工夫
- ・児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導を原則としつつ、潜在的な才能を見出して伸ばすことに結果としてつながることを意識した指導方法の開発

- ④ 発達障害の状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」方法の研究

【取組例】

- ・通常の学級における指導内容との連続性を意識した特別の指導
- ・児童生徒の個別の特性に応じた教材・教具の作成・活用
- ・教科に合わせた適切なテスト・アコモデーション（学習評価上の配慮）の開発

(2) 実施方法

- ① 「通級指導専門性充実検討会議」の設置

委託を受けた教育委員会は、本事業を実施するに当たって、具体的な計画の策定や運営、連絡調整等を行う学校関係者及び運営についての指導・助言、研究結果の分析等を行う有識者等から構成される通級指導専門性充実検討会議を設置する。

- ② 児童生徒の特性把握及び適切な指導のための医療・福祉関係者等の活用

拠点校は、自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害の通級による指導等の実施に当たり、児童生徒の個別の特性を把握するために、医療的及び福祉的に専門的な知見を有する者からの必要な指導・助言を受ける。

特に、助言を踏まえて、複数の種類の発達障害（例えば、学習障害と吃音症等）を併せ有する児童生徒に対して支援を行う際は、児童生徒の具体的な特性を明確にした上で支援を行うこと。

- ③ 教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の構築

教育委員会は、通級による指導を担当する教員について、教育委員会における研修計画への位置付けや必要な素養等について整理し、具体的な研修体制を構築する。

特に、通級による指導の担当教員は、通常の学級の担任等との連携が必須であることから、研修については、発達障害に係る指導に関する専門性の向上を図ることを目的とする研修だけではなく、例えば、教員間の適切な連携方法に関する研修等についても盛り込むことが望ましい。

3. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、下記の法令、通知等の内容にも十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。

- ・「発達障害者支援法」（平成 16 年 12 月 10 日法律 167 号）
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 211 号文部科学省関係局長連名通知）
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成 17 年 12 月 8 日中央

教育審議会答申)

- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)
- ・「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日付け19文科初第125号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成19年6月27日法律第96号)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律について」(平成19年7月31日付け19文科初第536号文部科学事務次官通知)
- ・「改正障害者基本法」(平成23年8月5日公布・施行)
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日)
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年6月28日公布・一部を除き平成28年4月1日施行)
- ・「学校教育法施行令の一部改正について」(平成25年9月1日付け25文科初第655号文部科学事務次官通知)
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」(平成28年8月1日付け28文科初第609号厚生労働省・文部科学省連名通知)
- ・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」(平成28年12月9日付け28文科初第1038号文部科学省初等中等教育局長通知)

(2) 本事業の実施に当たっては、次の資料も参照すること。

- ・「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン(試案)」(平成20年3月 文部科学省・厚生労働省作成)
- ・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」 調査結果(平成24年12月5日)
- ・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査 調査報告書(平成26年3月 独立行政法人国立特別支援教育研究所)
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～

発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～（平成 29 年 3 月）

- （3）本事業により、研修や研究会などを開催する際には、文部科学省が行う本事業の一環として行われている旨、関係者に周知することを原則とする。
- （4）委託を受けた教育委員会は、拠点校において実施する調査研究に主体的に関わり、ともに、拠点校に対して必要な指導・助言を行うこと。
- （5）委託を受けた教育委員会及び拠点校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間満了後 2 年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。
- （6）本事業における成果を普及させ、特別支援教育を推進するため、各教育委員会においては、ホームページ等で取組の成果等を計画的に情報発信すること。その際には「平成 29 年度文部科学省委託事業による研究開発成果」であることを記載すること。また研究開発成果の公開により、他の自治体等から情報提供等の求めがあった場合には、積極的に応じるようにすること。

発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業

1. 趣 旨

発達障害のある児童生徒は、例えば、感覚面、行動面、認知面、対人面等（複数有する場合を含む。）において支障をきたしたり、過度に反応する等の症状（状況）がある。他方、その症状は児童生徒一人ひとり異なることから、認識や理解が難しく、十分な支援が受けられずに学習活動や集団活動等で、学校生活に支障をきたす場合がある。このため、発達障害のある児童生徒が十分な教育が受けられるためには、学校における合理的配慮の提供が個別の実態把握に基づき、適切に行われる必要がある。

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針において、不当な差別の取扱いや合理的配慮の具体例を例示列挙しているところであるが、合理的配慮の好事例や相談事例について事例の蓄積と共有は十分ではない。

本事業は、こうした状況に対応するため、児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について実践研究を行うとともに、実践事例を収集し、その成果を普及するものである。

2. 事業の内容及び実施方法

(1) 本事業の委託を受けようとする団体は、以下の①、②、③の研究の取組項目（ア）～（キ）から2つ以上を選択すること。小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の中から研究事業を行う学校（以下「指定校」という。）を指定すること。なお、指定校は、学校に在籍する児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を把握の上、事例の記録（別紙参照）の対象となる児童生徒を取組項目ごとに原則1名以上決定し、当該児童生徒等に関して、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用して、「合理的配慮」について検討、決定し、それぞれの計画に明記すること。なお、単一の学校とすることも、複数の学校を指定することも可能である。

(取組項目)

① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況を教員が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究

(ア) 感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚など）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

(イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

【取組例】

○感覚的な過敏（光や音、身体接触等）に配慮した支援や過去の失敗経験や不快な体験を思い出してパニックを起こしやすいこと等の特性に応じた支援方法の工

夫

○校内生活のルール、適切な人間関係を維持するための社会的ルールを分かりやすく伝えるなど、対人関係スキル、社会生活上の基本的な知識、技能を身に付けるための学習を積極的に取り入れた支援の工夫

- ② 発達障害の可能性のある児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究

(ウ) 高等学校の入学者選抜において、本人・保護者の希望、障害の状態を踏まえた合理的配慮の研究

(エ) 中学校の定期試験における I C T 等支援機器を使用した合理的配慮の研究

(オ) 高等学校の入学試験を前提に実践した合理的配慮の学習評価の在り方の研究

【取組例】

○高等学校の入学者選抜を行うため、発達障害の可能性のある生徒に対して、既に支援等が行われている（もしくは、行う予定がある）中学校、中等教育学校から支援内容を引継ぎ入学試験における合理的配慮を実施する研究

○合理的配慮の提供プロセスに関する体制整備の在り方（相談窓口の明確化、児童生徒本人や保護者からの意思の表明に対する、合意形成するための適切な情報提供、対話の機会の設定等）

○中学校の定期試験における P C、タブレット等を使用した合理的配慮に関する学習評価の在り方

- ③ 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

(カ) 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

(キ) 不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

【留意点】

(カ) については、単なる日本語指導でなく、障害の状態を踏まえた合理的配慮であること

【取組例】

○学校が医療、福祉機関だけでなく、外国人児童生徒を対象とした専門的な機関や専門家と連携し、発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮の提供の研究

○学校が保護者、教育委員会、教育支援センター、医療機関、児童相談所等の関係機関と連携し、不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供の研究

(2) 実施方法

① 「発達障害に関する合理的配慮研究事業運営協議会」の設置

本事業の委託を受けようとする団体は、推進地域の取組状況の把握、成果の検証等を行うため、外部有識者、推進地域の学校の教員、受託団体・設置団体の指導主事等からなる運営協議会を設置し、本事業に取り組む学校及びその設置者に対し、事業執行上の指導・助言を行うこと。

② 関係機関等との連携

委託を受けた団体等及び指定校は、必要に応じて、特別支援学校等の教育機関や近隣の幼稚園・保育所等の就学前施設、児童発達支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と連携を図る。特に、委託を受けた教育委員会以外の団体においては、本事業の実施に当たっては、運営協議会構成員に近隣の教育委員会事務局職員を入れるなどして、連携を図ることが望ましい。

3. その他

(1) 本事業の実施に当たっては、下記の法令、通知等の内容にも十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。

- ・「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)
- ・「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日付け19文科初第125号文部科

学省初等中等教育局長通知)

- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成 19 年 6 月 27 日法律第 96 号)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律について」(平成 19 年 7 月 31 日付け 19 文科初第 536 号文部科学事務次官通知)
- ・「改正障害者基本法」(平成 23 年 8 月 5 日公布・施行)
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成 24 年 7 月 23 日)
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年 6 月 28 日公布・一部を除き平成 28 年 4 月 1 日施行)
- ・「学校教育法施行令の一部改正について」(平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号文部科学事務次官通知)
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」(平成 28 年 8 月 1 日付け 28 文科初第 609 号厚生労働省・文部科学省連名通知)

(2) 本事業の実施に当たっては、次の資料も参照すること。

- ・「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン(試案)」(平成 20 年 3 月 文部科学省・厚生労働省作成)
- ・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」 調査結果(平成 24 年 12 月 5 日)
- ・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査 調査報告書(平成 26 年 3 月 独立行政法人国立特別支援教育研究所)
- ・(独)国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」<http://inclusive.nise.go.jp/>
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～(平成 29 年 3 月)

(3) 本事業により、研修や研究会等を開催する際には、文部科学省が行う本事業の一環として行われている旨、関係者に周知することを原則とする。

(4) 委託を受けた団体等及び指定校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間満了後 2 年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。

(5) 本事業における成果を普及させ、特別支援教育の推進するため、各委託を受けた団体等においては、ホームページ等で取組の成果等を計画的に情報発信すること。その際には「平成30年度文部科学省委託事業による研究開発成果」であることを記載すること。また研究開発成果の公開により、他の自治体等から情報提供等の求めがあった場合には、積極的に応じるようにすること。

(6) 本事業による成果物については、(独)国立特別支援教育総合研究所にて開設している「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」<http://inclusive.nise.go.jp/>への掲載を予定している。

所要経費について（記入例）

以下の記入例を参考に必要な経費を積算し記入すること。

※経費は契約期間内の必要なもののみを計上すること。

※金額については円単位で算出すること

経費区分	金額	積算内訳
賃金		○○雇用 ○人×○時間×○日×○○円=○○円 資料整理アルバイト料 ○人×○日×○○円=○○円 人件費付帯経費（社会保険料等） ○人×○日×○○円=○○円
諸謝金		○○会議 委員出席謝金 大学教授 ○人×○回×○○円=○○円 外部協力者 ○人×○回×○○円=○○円 教育委員会関係者 ○人×○回×○○円=○○円 講演者謝金 ○人×○回×○○円=○○円 原稿執筆謝金 ○人×○枚×○○円=○○円
旅費		実態調査旅費 ○人×○回×○○円=○○円（○○県の実態調査） ○○会議 委員出席旅費 ○人×○回×○○円=○○円（出発地－開催地） ○人×○回×○○円=○○円（出発地－開催地） 講演者旅費 ○人×○回×○○円=○○円 報告会出席旅費 ○人×○回×○○円=○○円（出発地－東京）
借損料		会場借料 ○時間×○回×○○円=○○円 パソコン借料 ○月×○台×○○円=○○円 ○○教材借料 ○月×○台×○○円=○○円
印刷製本費		報告書印刷費 ○○部×○○円=○○円
消耗品費		コピー用紙代 ○○円×○冊=○○円 事務用品費（フロッピーディスク、フィルム代）○○円
図書購入費		参考図書 ○○冊×○○円=○○円
会議費		○○会議 茶代 ○○人×○回×○○円=○○円
通信運搬費		○○会議 会議開催通知郵送料 ○人×○回×○○円=○○円 報告書等郵送料 ○人×○回×○○円=○○円
雑役務費		データ入力費 ○式 ○○円
消費税相当額		消費税相当額 ○○○円 （人件費金分 ○○○○○円×0.08=○○○円） ※不課税対象経費になっている項目について消費税相当額を計上すること
一般管理費		上記経費○○円×○%=○○円
再委託費		○○に関する事業 ○○○○円
合計		

※金額については、円単位で算出すること。

※管理機関等を対象に、東京において連絡協議会を開催する予定であるので、これに係る経費をあらかじめ計上しておくこと。（原則として、指定校1校当たり2名まで（管理機関の担当者1名、各校の担当者1名）とする。）

※再委託費の内訳についても同様に作成すること。

消費税の取扱いについて

委託事業は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号）に該当するため、原則として事業経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した事業経費全体に消費税相当額（8%）を計上する必要があります。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意してください。

委託金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは、次に掲げるとおり取扱いが異なります。下記「課税・不課税判別表」を参照の上、適正な消費税額を計上してください。

(1) 課税事業者の場合

事業の実施過程での取引の際に、消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（以下「不課税経費」という。）は消費税相当額を別途計上する。

(2) 免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分についてのみ、消費税額を含めた金額とする。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない。）

<課税・不課税判別表>

経費区分	種別	対象	注意事項等
諸謝金		課税※	※委託先の基準により、取扱いが異なるので要確認。給与として支給する場合は「賃金」と同様。
旅費（国内）	・日当、宿泊費、運賃	課税	
借損料		課税	
印刷製本費		課税	
消耗品費		課税	
図書購入費		課税	
会議費		課税	
通信運搬費		課税	切手は税込金額
賃金		不課税	消費税相当額算出 （給与として交通費を含めている場合、交通費は消費税込なので留意）
雑役務費		課税	
再委託費		課税	

各経費項目についての留意事項

※経費は契約期間内の必要なもののみを計上すること。

【諸謝金】

- 1 積算内訳は会議出席や指導助言、原稿執筆等の用務ごとに記載すること。
(出席者等が未確定の場合にあつては、単価の妥当性を確認するため、「大学教授」「教育委員会関係者」等と記載するなどして表記する。)
- 2 会議出席、原稿執筆等を行った場合に支出する謝礼であり、単価等は教育委員会や学校法人等の支給規程及び文部科学省の支給単価等とを比較して、社会通念上妥当な単価を設定すること。
(審査評価の際、必要に応じて理由書を添付させるなど妥当性について説明を求めることがある。また、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者とする必要性についても確認を行う)。
- 3 もとより受託先に所属する職員等に対する支出は原則として認められない。ただし、業務が当該職員の本務外(給与支給の対象となる業務とは別)であることが関係資料から確認できる場合は支出することができる。
- 4 菓子折、金券等の購入は認められない。
- 5 指導の補助者等の諸謝金については、事例対象児童生徒等の「合理的配慮」の提供に活用され、その成果が見込まれる場合に支出することができる。

【旅費】

- 1 積算内訳は会議出席や指導助言、講演等の用務ごとに記載すること。
- 2 支給基準は原則として教育委員会や学校法人等の旅費規程によって差し支えないが、最も安価な経路で積算するなど妥当かつ適正な旅費を積算すること。なお、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、原則として旅費法及び文部科学省の規定を準用すること。
- 3 事業計画に照らして出張先、単価、回数、人数は妥当か精査すること。
- 4 マイレージポイント等、交通機関の利用に伴う優待サービスについては、サービス付与の対象外とすること。
- 5 回数券、プリペイドカードを購入する場合、受払簿等で管理し使用枚数のみ計上すること。

【借損料】

- 1 会議開催等に伴う会場費やICT機器等のリース料など、物品等の借用に伴う経費について記入すること。
- 2 会議開催等に伴う経費については、事業計画の会議等の時間や回数に照らして妥当か精査すること。

【印刷製本費】

- 1 冊子の印刷製本を外注する場合など、印刷製本という行為そのものに対する経費を計上する。
受託団体内での印刷に使用する用紙代やトナー代などは、消耗品費に計上する。

【消耗品費】

- 1 事務用品その他の消耗品のみを計上し、備品（取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの等。）費は計上しないこと。
※取得価格が10万円未満であって、デジタルカメラやタブレット型端末など耐用年数が1年以上のものは、委託事業に必要不可欠かつ既存の物では対応できない場合に限り、最低限の数量のみ計上可能とする。また、実施計画書（別紙様式1～3）において、購入の目的、利用頻度等購入の必要性を明確に示すこと。
- 2 計上するものについては、品名、単価、数量を具体的に記載することとする。なお、「事務用品等」といった抽象的な記載は認めない。
- 3 ポイント等、商品の購入に伴う優待サービスについては、サービス付与の対象外とすること。

【図書購入費】

- 1 事業の参考となる書籍のみを計上する。

【会議費】

- 1 会議等でコーヒー、紅茶、弁当等を提供する場合、社会通念上常識的な範囲で支出することとし、誤解を招く形態のものや酒類・菓子等の提供は対象としない。
- 2 会議等の出席者数及び回数と整合的であること。
- 3 会議を開催した場合には、日時・場所・出席者・議題・飲食物を供した者等を記した開催記録等を作成すること。

【通信運搬費】

- 1 郵便料、梱包発送や宅配便による運搬費とする。
- 2 事業計画に照らして数量、単価、回数は妥当か精査すること。
- 3 切手等を一括購入し、後日使用する場合には、受払簿を整備し、使用日、種類、枚数、使用目的及び送付先を明確にしておくこと。なお、予備の購入は認められないので、使用されたもののみ事業費の対象となる。

【賃金】

- 1 資料整理のためのアルバイト等、非常勤の雇人の賃金を計上する。
- 2 事業計画に照らして雇用の必要性や金額は妥当か精査すること。
- 3 人件費付帯経費（社会保険料等）は、「賃金」に計上する。

【雑役務費】

- 1 委託契約の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務等（データ入力、書籍の電子化等）を計上する。

【保険料】

- 1 事業においてボランティアを活用する場合など、必要な保険料を計上することができる。

【一般管理費】

- 1 一般管理費は、本事業のみに要する費用を分割して積算できない経費として計上する。
(例) 人件費、光熱水費、電話代・FAX通信料、コピー代等
- 2 一般管理費の率は、次のうち最も低い率を実施計画書提出時に定め、一般管理費を計上する場合は当該率を事業費(人件費、謝金、旅費等)の合計額に乗じて算出する。

(イ) 10%

(ロ) 委託を受けた法人が整備している受託規定に定められた一般管理費の率

(ハ) 委託を受けた法人の支出の額に占める管理費の率(支出の額及び管理費は、直近の事業年度の損益計算書及び収支計算書等による)※

ただし、上記の率より低い率を計上している場合はその率を採用する。

なお、教育委員会においては、計上できないものとする。

※本事業における(ハ)の一般管理費の率の算出方法

一般管理費率 = 「管理費」 ÷ 「消費支出部の合計」 × 100

(管理費 = {「人件費」 - 「教員人件費」} + 「管理経費」)

【再委託費】

- 1 委託事業のうち、技術的、専門的又は実践的な事項で、事業の実施に当たり、第三者に再委託する方がより効果的・効率的であると認められる場合、再委託を行う業務の経費を計上すること。
- 2 再委託費を計上するに当たっては、共通様式2「第三者への再委託に関する事項」を記入の上、提出すること。

【消費税相当額】

- 1 文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」(消費税法第2条第1項第12号)に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となるので、積算した業務経費全体に消費税相当額(8%)を計上することとなる。
- 2 各種別において経費を計上する際には、消費税は内税(税込)として計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当種別において消費税相当額として計上する。
- 3 積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは別添「消費税の取扱いについて」に示すとおり取扱いが異なるので、確認の上、適正な消費税額を計上すること。